

整理番号 処-05-3

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	防火対象物定期点検報告制度の特例認定の虚偽等表示除去、消印命令		
根拠条項	第8条の2の3第8項 (第8条の2の2第4項準用)	処分権者	消防長、消防署長
根拠条文	<p>法第8条の2の3第8項 前条第3項及び第4項の規定は、前項の表示について準用する。</p>		
処分基準	<p>第8条の2の3第7項の規定によらないで同項の表示が付されていること又は同項の表示と紛らわしい表示が認められたとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	不要 (理由 行政手続法第13条第2項第3号)		
区分			
制定年月日	平成16年8月31日		
施行年月日	平成16年9月1日		